平成２１年（フ）第２３５号
北海道帯広市西21条南５丁目34番地１
債務者　新妻　盛彦
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２３６号
北海道帯広市東10条南２丁目１番地35　コーポエルム１－Ｅ
債務者　荻原ツル子
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２３７号
北海道帯広市南町南七線26番地
債務者　安田　信一
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２３８号
北海道帯広市柏林台南町５丁目１番地　市営柏林５棟513号室
債務者　渡邊　一彦
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第５３２号
神奈川県相模原市田名6295番地　田名団地４棟4021号
債務者　長山　拓男
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月21日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２７５号
長崎県佐世保市鹿子前町956番地39　パークサイド鹿子前203号、旧住所長崎県佐世保市鹿子前町239番地
債務者　藤田　正治
１　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２９４号
長崎県佐世保市相浦町1860番地　第２Ｕコーポ202号、旧住所長崎県佐世保市日宇町741番地
債務者　西田　正治
１　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３１３号
長崎県佐世保市大和町1107番地
債務者　柳澤　良行
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第６０７号
静岡県島田市向谷２丁目８番９号　カーサ向谷Ａ棟202号室
債務者　プンチャンドラマン
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６９２号
静岡県藤枝市岡部町殿749番地
債務者　近藤　和美
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６９６号
静岡市葵区唐瀬１丁目12番38号　コアパレス岳美102号
債務者　太田　和美
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８１８号
静岡県牧之原市静波1084番地　笠原アパートＣ棟、旧住所静岡県藤枝市高柳３丁目10番12号
債務者　法村ホジェリオこと　ノリムラ　ホジェリオ　アキミ
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月19日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８１９号
静岡県牧之原市静波1084番地　笠原アパートＣ棟、旧住所静岡県藤枝市高柳３丁目10番12号
債務者　法村クリスティーナこと　ノリムラ　クリスティーナ　コンセイサン
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月19日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８２３号
静岡県藤枝市東町７番10号
債務者　宮崎　　真
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月19日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６号
島根県隠岐郡隠岐の島町西町八尾の二40番地
債務者　鈴木　裕子
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月28日午後２時
松江地方裁判所西郷支部破産係